

医療福祉費支給制度 (マル福)について

マル福とは、小児・妊産婦・ひとり親・重度心身障害者が医療機関にかかった場合の医療費を助成する制度です。要件に該当する方でまだ申請されていない方はお申出ください。

○小児

0歳から18歳までの方(18歳に到達した最初の3月31日まで対象)

○妊産婦

母子手帳の交付を受けた方

○ひとり親

18歳未満の子とその親、20歳未満の一定の障害を持つ子とその親、配偶者が重度心身障害者である方及びその子

○重度心身障害者

身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方、身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方、知能指数が35以下と判定された方、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方、障害年金1級に該当された方、特別児童扶養手当1級の対象となった方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

なお、所得基準がありますので詳細はお問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965(直通)

国民健康保険、後期高齢者医療制度の第三者行為による被害届

交通事故など第三者(自分以外)の行為が原因で負傷等をした場合、加害者が被害者の医療費を負担したくのが原則です。この場合、被害者が保険証を使うときには法令に基づき届け出が必須です。

国民健康保険や後期高齢者医療にご加入の方で、第三者行為により負傷等をし、保険証を使用する(使用した)場合は、速やかに町民税務課へご連絡ください。

○第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
 - ・他人の犬に噛まれた、他人に殴られたなど
- このような場合も届け出が必ず要です
- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
 - ・ご自身の過失が大きい事故
 - ・相手が不明の事故

○保険証が使えないとき

- ・業務上の負傷や病気(労災保険の対象となります。)
- ・相手と取り決めや示談をしてし

まった場合(示談内容によりま
す。)

- ・けんかや泥酔による傷病等

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965(直通)

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法は選択できます

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からのお支払いは、口座振替へ切り替えることができます。

1月31日(火)までに手続きをされますと、4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替になります。口座振替のご依頼がお済みでない場合は、併せて手続きをいただきます。

また、前述の期限を過ぎて手続きをされた場合は、6月分以降の年金から中止されます。

※すでに変更の申し出をされている方の手続きは不要です。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

統計調査実施に伴う ご協力をお願い

来年度に実施される「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局所管)を円滑かつ正確に実施するため、2月1日から2月9日までの間に、茨城県知事が任命した指導員が調査区域を巡回し、住戸の数・所在等を確認します。確認中に疑義が生じた場合は、「指導員証」を携帯した指導員が住まいの皆様に向うことがあります。指導員が伺った内容を他に漏らすことは統計法により固く禁じられていますので、どうぞ安心してご回答くださるようお願いいたします。

○お問い合わせ

まちづくり戦略課 政策G
☎(84)1111(内線223)

令和5・6年度 五霞町入札参加資格審査申請(追加受付)について

令和5・6年度の入札参加資格審査申請について、次のとおり追加受付を実施します。

○受付期間

1月4日(水)～20日(金)

○受付方法

郵送のみ

○その他

提出要領及び申請書類については、町公式ホームページから

ダウンロードいただくか、総務課財務グループまでお問い合わせください。

○注意事項

令和5・6年度入札参加資格審査申請の令和4年度内の受付は、今回の追加受付で終了となります(令和5年度以降の追加受付については、確定次第広報ごか及び町公式ホームページでお知らせします)。

○お問い合わせ

総務課 財務G
☎(84)1111(内線214)



生活相談

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○場所

ふれあいセンター

※相談日程については、お問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595(直通)